

令和 7 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

Ⅰ. 職員の給与の男女の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.4%
任期の定めのない常勤職員以外	79.7%
全職員	65.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1)役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.3%
本庁課長相当職	95.7%
本庁課長補佐相当職	98.6%
本庁係長相当職	99.5%

(2)勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.4%
31～35年	95.5%
26～30年	88.2%
21～25年	83.6%
16～20年	82.3%
11～15年	86.1%
6～10年	88.2%
1～5年	91.1%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

※算出方法は、集計区分ごとに男女別で「一の年度の給与の総額」を「各月の給与支払日に給与を支給した人数の合計／12」で除した額を算出し、算出された額の男性に対する女性の比率を求めている。また、説明欄で使用されている人数の比率は、各月の給与支払日に給与を支給した人数の合計や、各月の給与支払日に手当を支給した人数の合計から比率を算出している。

※「任期の定めのない常勤職員」は所謂常勤職員である。生活給的な手当である扶養手当や住居手当を、世帯主・住居契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者の比率は男性約79%、住居手当の受給者の比率は男性約65%である。

※「任期の定めのない常勤職員以外」は、会計年度任用職員、再任用職員などである。特に会計年度任用職員が多数を占めており、業務内容に応じて様々な職種が存在する。同一の職種での時間単価等の報酬については同一の額となっているが、職種ごとに勤務時間の差が大きく、時間給の勤務やひと月中に数日となる不定期の採用も多い。男性では拘束時間の長い月額給職員の割合が時間給職員と比較して高く、女性では同程度となっている。また、会計年度任用職員全体としては約82%が女性となっている。

再任用職員は男女で人数に大きな差はないが、会計年度任用職員に対する再任用職員の割合が、前述の会計年度任用職員の人数差により男性の方が圧倒的に高いため、比率に与える影響が大きい。

II. 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	14.71%

【説明欄】

算出方法は令和7年4月1日時点での在職職員において、当区での管理的地位にある職員を抽出し、女性職員の割合を算出している。

III. 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	10.81%
本庁課長相当職	16.16%
本庁課長補佐相当職	18.94%
本庁係長相当職	37.34%

【説明欄】

算出方法は令和7年4月1日時点での在職職員において各区分ごとに当区での職層と対応させて算出している。対応関係は以下のとおり。

本庁部局長・次長相当職→部長

本庁課長相当職→課長（統括）・課長

本庁課長補佐相当職→課長補佐

本庁係長相当職→係長・主査

Ⅳ. 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1)常勤職員

区分	令和7年度
男性	87.7%
女性	100%

(2)会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	100%
女性	100%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%
1 週間以上 2 週間未満	6.2%	0.0%	0.0%	0.0%
2 週間以上 1 月以下	16.9%	0.0%	66.7%	8.3%
1 月超 3 月以下	30.8%	2.0%	33.3%	8.3%
3 月超 6 月以下	23.1%	6.0%	0.0%	25.0%
6 月超 9 月以下	7.7%	10.0%	0.0%	33.3%
9 月超12月以下	10.8%	26.0%	0.0%	25.0%
12月超24月以下	3.1%	32.0%	0.0%	0.0%
24月超	0.0%	30.0%	0.0%	0.0%

【説明欄】

育児休業取得率、男性は令和7年度に子が生まれた職員の育児休業の取得率

育児休業取得率、女性は令和7年度に新たに育児休業が取得可能となった職員の取得率

令和7年度に新たに育児休業が取得可能となった職員の取得割合

V. 職員の勤務時間の状況（いわゆる時間外時間数）

* 管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
内部部局等	19.10%
内部部局等以外	11.60%

【説明欄】

※前年度の各月の時間外勤務の総時間数を足し上げ、年間の時間外勤務総時間数を算出する。年間の時間外勤務時間数を、年間の総職員数で除して得た数値を一月当たりの平均時間外勤務時間とする。

※計上する職員は、非常勤職員及び臨時的に任用された職員を除いた職員のうち、管理監督職員（管理職手当を支給される職及びこれに準ずる職として条例で定める職に任用されている職員をいう。）を除いた職員とする。